

日医発第1080号（地Ⅲ299）

平成20年3月5日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥 人

公益認定法第2条第4号に関連する要望について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

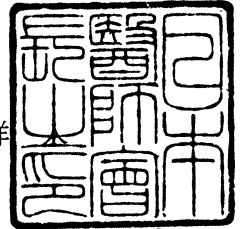
公益法人認定法関係政令等に関する要望につきましては、平成19年5月23日付日医発第174号（庶29）、及び公益認定等に係る政令案・内閣府令案への意見提出につきましては、平成19年8月6日付日医発第440号（庶64）の通知をもってお送りしております。

今般、「高齢者医療確保法に基づく特定健診・特定保健指導の事業」につきまして、別添のとおり、内閣府公益認定等委員会に要望書を提出いたしました。貴会におかれましても、よろしくご了知のほどお願い申し上げます。

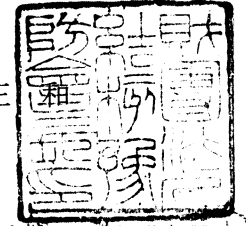
平成20年2月8日

内閣府公益認定等委員会 御中

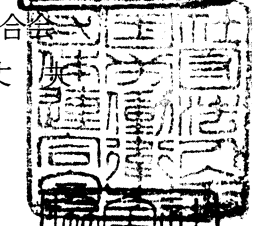
社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥



財団法人 結核予防会
会長 青木 正



社団法人 全国労働衛生団体連合会
会長 加藤 丈



社団法人 全日本病院協会
会長 西澤 寛

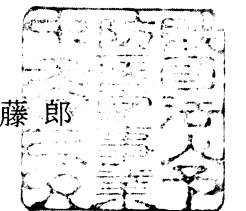


財団法人 日本対がん協会
会長 垣添 忠生

有限責任中間法人 日本人間ドック学会
理事長 奈良 昌治



財団法人 予防医学事業中央会
理事長 大谷 藤郎



有限責任中間法人 健康評価施設査定機構
理事長 開原 成



公益認定法第2条第4号に関連する要望

公益認定法第2条第4号に関連して別紙のとおり要望いたします。

別 紙

公益認定法第2条第4号に関連する要望

平成19年6月15日に貴委員会よりだされた答申書の中で、公益法人認定法別表第23号の「公益に関する事業として政令で定めるもの」については、「公益目的事業の種類は、現在一般に公益と考えられているような事業であれば、昨年成立した本法別表第1号から第22号のいずれかに含まれるよう包括的に定められている」との考えから、「当面、定めないことが適当である」とし、9月7日に公布された政令では、公益目的事業の種類追加はなされませんでした。

これは、「別表各号に掲げる種類の事業」が、「不特定多数の者の利益の増進に寄与する」事業の中の代表的事業を「包括的に定めている」ことを明確にされたことと理解します。

つきましては、平成20年12月1日からの新制度施行にあたり、下記のことが認められるよう、要望いたします。

記

「高齢者医療確保法に基づく特定健診・特定保健指導の事業」が、第2条別表第6号の「公衆衛生の向上を目的とする事業」に含まれるものとして認められること